

# 地方消費税引上げ分が充てられる社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

## (歳入)

### 地方消費税率の引上げに伴う増収額

**28,241,433**

#### ○実質的な増収額

1. 県税収入	28,342,889	
2. 地方消費税清算金収入	54,384,977	(他都道府県からの収入)
3. 地方消費税清算金支出	27,328,682	(他都道府県への支出)
4. 地方消費税交付金	27,157,751	(市町村への交付金)
計 (1 + 2 - 3 - 4)	28,241,433	

※ 平成26年4月の消費税率引上げ(5%→8%、うち地方消費税1%→1.7%)及び令和元年10月の消費税率引上げ(8%→10%、うち地方消費税1.7→2.2%)に伴う令和5年度の増収額

## (歳出)

### 社会保障施策に要する主な経費

予算額 **129,527,406**      うち一般財源 **116,980,917**

#### I 国と連携して行う主な社会保障施策に要する経費

**121,121,540**      **111,122,718**

○社会福祉	<b>43,582,737</b>	<b>37,772,690</b>
・児童手当	4,040,031	4,040,031
・生活保護	3,059,207	904,606
・子どものための教育・保育給付費負担金	11,965,655	11,965,655
・子育てのための施設等利用給付費負担	140,630	140,630
・障害者生活介護県費負担	3,120,516	3,120,516
・地域医療介護総合確保基金造成(介護分)	1,221,288	407,094
・低所得者の介護保険料軽減強化	594,943	594,943
・高等教育の無償化	592,305	349,302
・その他	18,848,162	16,249,913
○社会保険	<b>69,002,834</b>	<b>69,002,697</b>
・介護給付費県費負担	26,636,546	26,636,546
・後期高齢者医療対策(県費定率負担)	19,948,909	19,948,909
・国民健康保険県繰出金(1号分及び2号分)	9,169,121	9,169,121
・その他	13,248,258	13,248,121
○保健衛生	<b>8,535,969</b>	<b>4,347,331</b>
・自立支援医療(精神通院医療)公費負担	3,152,681	1,576,341
・特定医療(指定難病)給付・小児慢性特定疾病医療給付	2,657,054	1,328,527
・地域医療介護総合確保基金造成(医療分)	1,406,074	402,192
・その他	1,320,160	1,040,271

#### II 県が独自に取り組んでいる主な社会保障施策に要する経費

**8,405,866**      **5,858,199**

○社会福祉	<b>902,299</b>	<b>799,999</b>
・軽費老人ホーム利用料補助	777,117	777,117
・在宅要介護者総合支援(高齢者・障害者)	125,182	22,882
○保健衛生	<b>7,503,567</b>	<b>5,058,200</b>
・福祉医療対策(子ども医療費補助)	3,351,000	2,111,000
・福祉医療対策(重度心身障害者・母子家庭等医療費補助)	3,750,000	2,544,633
・福祉医療制度減額調整繰出金	402,567	402,567

※ ・上記「社会保障施策に要する主な経費」は、当初予算で集計している社会保障関係費に加え、地域医療介護総合確保基金造成などの国指定事業や県単独で実施している福祉医療対策などの事業費が含まれています。  
 ・また、予算額は当初予算編成時における集計であり、今後事業費の確定等により変動します。